

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令案参照  
条文目次

一	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）	1
二	国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）	4
三	国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）	4
四	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）	6
五	総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）	6

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令案参照  
条文

◎ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）（抄）  
（目的）

第一条 この法律は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他必要な事項を定めることにより、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「温室効果ガス等」とは、温室効果ガスその他環境への負荷（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の原因となる物質をいう。

2 この法律において「国等」とは、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。

3 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人）であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。

4 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

5 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。  
（国及び独立行政法人等の責務）

第三条 国及び独立行政法人等は、その温室効果ガス等の排出の削減を図るため、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、国及び当該独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めなければならない。

（基本方針）

第五条 国は、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本的方向

二 温室効果ガス等の排出の削減に重点的に配慮すべき次に掲げる契約における温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項

イ 電気の供給を受ける契約

ロ 使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品の購入に係る契約

三 省エネルギー改修事業（事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の供用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等（以下この号において「設計等」という。）に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業をいう。第七条において同じ。）に係る契約に関する基本的事項

四 建築物に関する契約その他国及び独立行政法人等の契約であって、前二号に掲げる契約以外のものにおける温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項

五 その他温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する重要事項

3 基本方針を定めるに当たっては、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二十条の二第一項に規定する政府実行計画の実施の効果的な推進に資するようになるとともに、エネルギーの安定的な供給に配慮するものとする。

4 環境大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国にあっては各省各庁の長、独立行政法人等にあってはその主務大臣をいう。以下同じ。）と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 前項の規定による各省各庁の長等との協議に当たっては、環境大臣が基本方針に定められる契約に係る事業を所管する大臣と共同して作成する案に基づいて、これを行うものとする。

6 環境大臣は、第四項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

7 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（基本方針に基づく温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進）

第六条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）は、基本方針に定めるところに従い、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（締結実績の概要の公表等）

第八条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知するものとする。

2 前項の規定による環境大臣への通知は、独立行政法人等の長にあつては、当該独立行政法人等の主務大臣を通じて行うものとする。  
(環境大臣の要請)

第九条 環境大臣は、各省各庁の長等に対し、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

(国による情報の整理等)

第十条 国は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に資するため、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結に関する状況等について整理及び分析を行い、その結果を広く提供するものとする。

(公正な競争の確保)

第十二条 国等は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意するものとする。

(他の施策との調和)

第十三条 国等は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、他の国等の契約に関する施策との調和を確保するものとする。

2 国等は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、エネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画に基づく施策その他の国等の温室効果ガス等の排出の削減等に関する施策との調和を確保するものとする。

附 則

3 政府は、国及び独立行政法人等が締結する電気の供給を受ける契約における電気の価格並びに温室効果ガス等の排出の程度を示す係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況（次項において「温室効果ガス等の排出の程度を示す係数等」という。）を総合的に評価して落札者を決定する方式等について、電気事業者の温室効果ガス等の排出の削減等のための技術開発及び電源構成の変更に相当の期間を要すること等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 国及び独立行政法人等が締結する電気の供給を受ける契約については、当分の間、入札に参加する者に必要な資格として温室効果ガス等の排出の程度を示す係数等を定めた上で、当該入札に係る申込みをした者のうちから当該申込みに係る価格に基づき落札者を決定する方式によるものとする。

◎ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）  
（他の法令の準用）

第三十七条 教育基本法（平成十八年法律第百二十号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、国立大学法人等を国とみなして、これらの法令を準用する。

2 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、国立大学法人等を独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人とみなして、これらの法令を準用する。

◎ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）

第二十三条 次の法令の規定については、国立大学法人等を独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）とみなして、これらの規定を準用する。

一 国の利害に係りのある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）第二条第四項、第六条の三、第七条第一項及び第四項並びに第八条（これらの規定を同法第九条において準用する場合を含む。）

二 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項及び第二十九条

三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十七条第一項

四 航空・鉄道事故調査委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第十八条

五 基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第七条第一号 及び第十一条第一号

六 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第四条第七項 及び第八項 並びに第五条第一項

七 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第三条 並びに第四条第一項、第二項及び第六項

八 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）第三十一条

九 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第十五条第二項第一号

十 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十条及び第十九条第二項から第五項まで

十一 知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第三十条

十二 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十九条

十三 独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十五条第一号 ハ及びニ

十四 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第二十五条

2 次の表の上欄に掲げる法令の規定については、国立大学法人等を同表の下欄に掲げる独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。

医療法第七条の二第七項	同項の政令で定める独立行政法人
国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第四十二条  国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第一条、第二条第二項、第三条第一項、第六条第一項及び第二項、同条第三項及び第四項（同条第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第七条第一項、第三項及び第四項、第八条、第九条並びに第十一条	独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人であつて同条第二項に規定する特定独立行政法人以外のもの  同法第二条第二項の政令で定める独立行政法人
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）第一条、第二条第一項及び第二項、第六条、第十条、第十一条、第十四条、第十五条第一項及び第二項、同条第三項及び第四項（同条第七項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項並びに第二十条第一項	同法第二条第一項の政令で定める独立行政法人

3 電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第四百四条第一項の規定については、国立大学法人等のうち業務の内容その他の事情を勘案

して文部科学大臣及び総務大臣が指定するものを同項の政令で定める独立行政法人とみなして、この規定を準用する。

◎ 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（抄）

（他の法令の準用）

第五十条 知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）その他の政令で定める法令については、政令に定めるところにより、支援センターを国又は独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人とみなして、これらの法令を準用する。

◎ 総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）（抄）

（他の法律の準用等）

第十八条 次に掲げる法律の規定については、支援センターを国とみなして、これらの規定を準用する。

- 一 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十二条第二項（同法第八十六条第一項及び第二百二条第一項において準用する場合を含む。）、第七十条第二項、第七十八条第五項及び第七百七条第二項
  - 二 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）第二十六条
  - 三 身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第七条第一項及び第二項
- 2 次に掲げる法律の規定については、支援センターを独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）とみなして、これらの規定を準用する。
- 一 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第三条並びに第四条第一項、第二項及び第六項
  - 二 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第四百四十四号）第三十一条
  - 三 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第十五条第二項第一号
  - 四 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十条及び第十九条第二項から第五項まで
  - 五 知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第三十条
  - 六 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第四十三条
  - 七 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第二十四条第二項
  - 八 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十九条
  - 九 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第二十五条
- 3 次の各号に掲げる法律の規定については、支援センターを当該各号に定める独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。

- 一 国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第四十二条 独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人以外のもの
- 二 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第一条、第二条第二項、第三条第一項、第六条第一項及び第二項、同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）、第七条第一項、第三項及び第四項、第八条、第九条並びに第十一条同法第二条第二項の政令で定める独立行政法人